

令和4年度 築上町上城井財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

令和5年6月30日

令和4年度 築上町上城井財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

令和4年度における築上町上城井財産区特別会計歳入歳出決算書及び関係書類を審査した結果は、次のとおりである。

築上町監査委員 小 出 正 貴
築上町監査委員 丸 山 年 弘

第一 審査の対象

- 1 歳入歳出決算書
- 2 財産に関する調書

第二 審査の方法

- 1 歳入歳出決算書並びに会計管理者所管の関係諸帳簿、証拠書類等によって審査した。
- 2 経理事務の処理状況については、関係職員の説明及び資料の提出を求めて審査した。

第三 審査の結果

- 1 決算書に基づき、歳入歳出決算関係諸帳簿、証拠書類を照合して審査した結果、決算計数に誤りのないことを確認した。
- 2 財産については、計数に誤りがなく、適正かつ効率的に運用されているものと認めた。
- 3 関係書類も適正に処理されていた。

第四 決算の概要

決算額は歳入14,918,660円(A)、歳出6,981,219円(B)であり、形式収支はこれらの差引で7,937,441円(C)=(A)-(B)の黒字決算となっている。前年度の実質収支額14,917,301円を差し引くと、単年度収支は6,979,860円の赤字である。

歳入歳出決算の状況は次のとおりである。

区分	年度	
	令和4年度	令和3年度
歳入決算額 (A)	14,918,660 円	17,474,849 円
歳出決算額 (B)	6,981,219 円	2,557,548 円
形式収支 (A-B) (C)	7,937,441 円	14,917,301 円
翌年度に繰り越すべき財源 (D)	0 円	0 円
実質収支 (C-D) (E)	7,937,441 円	14,917,301 円
前年度実質収支 (F)	14,917,301 円	10,049,423 円
単年度収支 (E-F) (G)	▲ 6,979,860 円	4,867,878 円

1 歳入決算について

歳入決算額は14,918,660円で、予算額16,101,000円に対する収入割合は92.7%、主な収入は繰越金（前年度繰越金）及び諸収入（NTT電柱土地使用料）である。

歳入決算の状況は次のとおりである。

区分 科目	予算額	調定額	収入額	収入割合		
				予算対	調定対	構成比
1 財産収入	1,178,000 円	279 円	279 円	0.0 %	100.0 %	0.0 %
2 県支出金	1,000 円	0 円	0 円	0.0 %	0.0 %	0.0 %
3 繰入金	1,000 円	0 円	0 円	0.0 %	0.0 %	0.0 %
4 繰越金	14,917,000 円	14,917,301 円	14,917,301 円	100.0 %	100.0 %	100.0 %
5 諸収入	3,000 円	1,080 円	1,080 円	36.0 %	100.0 %	0.0 %
6 町支出金	1,000 円	0 円	0 円	0.0 %	0.0 %	0.0 %
歳入合計	16,101,000 円	14,918,660 円	14,918,660 円	92.7 %	100.0 %	100.0 %

2 歳出決算について

歳出決算額は 6,981,219円 で、予算現額 16,101,000円 に対して執行率43.4%、不用額 9,119,781円 であり、主な支出は諸支出金（財政調整基金積立）及び議会費（議員報酬）である。

歳出決算の状況は次のとおりである。

区分 科目	予算現額	支出済額	不用額	支出割合	
				予算対	構成比
1 議会費	561,000 円	511,900 円	49,100 円	91.2 %	7.3 %
2 総務費	587,000 円	469,319 円	117,681 円	80.0 %	6.7 %
3 諸支出金	14,753,000 円	6,000,000 円	8,753,000 円	40.7 %	85.9 %
4 予備費	200,000 円	0 円	200,000 円	0.0 %	0.0 %
歳 出 合 計	16,101,000 円	6,981,219 円	9,119,781 円	43.4 %	100.0 %

3 実質収支について

実質収支に関する状況は次のとおりである。

実質収支に関する調書

区 分	金 額
1 歳入総額	14,918,660 円
2 歳出総額	6,981,219 円
3 歳入歳出差引額	7,937,441 円
4 翌年度に繰越すべき財源	
(1) 継続費通次繰越額	0 円
(2) 繰越明許費繰越額	0 円
(3) 事故繰越額	0 円
計	0 円
5 実質収支額	7,937,441 円
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰越額	0 円

4 議会制廃止に伴う最終決算について

理由については、あとにむすびで述べるが、築上町上城井財産区は、令和5年6月30日付けで議会制を廃止し、築上町上城井財産区管理会に移行した。この結果、これ以降の各種議決事項は、築上町議会で議案化されることとなった。

その経緯及び予定については、以下の表のとおりである。

議会制廃止の経緯及び予定に関する表

日付	議会名など	議案など	状況
令和5年2月9日	福岡県知事	築上町上城井財産区議会設置条例の廃止（施行：令和5年6月30日）	提出
令和5年2月21日	築上町上城井財産区議会	築上町上城井財産区議会設置条例の廃止（施行：令和5年6月30日）	可決
令和5年6月20日	築上町議会（定例会）	築上町上城井財産区の築上町上城井財産区管理会への移行（施行：令和5年6月30日）	可決
令和5年6月20日	築上町議会（定例会）	築上町財産区特別会計の設置（施行：令和5年6月30日）	可決
令和5年6月20日	築上町議会（定例会）	築上町上城井財産区基金の設置（施行：令和5年6月30日）	可決
令和5年7月	築上町上城井財産区管理会	築上町上城井財産区特別会計及び基金の築上町上城井財産区管理会への移行の承認審議	予定
令和5年8月	築上町議会（臨時会）	築上町上城井財産区特別会計及び基金の築上町上城井財産区管理会への移行の承認審議	予定

また、議会制廃止に伴う現金確認及び最終決算については、以下の表のとおりである。

現金確認表

項 目	金 額	確認日	備考
現金出納簿額 (A)	7,812,024 円	令和5年6月30日	帳簿確認
普通預金額 (B)	7,812,024 円	令和5年6月23日	通帳残高確認
誤 差	0 円	令和5年6月30日	

(令和5年6月期例月現金出納検査 築上町上城井財産区議会制の廃止に伴う決算確認表より：令和5年7月)

議会制廃止に伴う最終決算額確認表

項 目	金 額	確認日	備考
普通預金額 (B)	7,812,024 円	令和5年6月23日	通帳残高確認
定期預金額 (C)	20,000,096 円	令和5年6月30日	通帳残高確認
最終決算額	27,812,120 円	令和5年6月30日	

(令和5年6月期例月現金出納検査 築上町上城井財産区議会制の廃止に伴う決算確認表より：令和5年7月)

むすび

築上町上城井財産区の令和4年度の歳入歳出決算は、前年度に引き続き黒字で、その額は差引7,937,441円である。単年度収支は6,979,860円の赤字であった。

さて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第294条に基づく財産区制度であるが、先に述べたように、築上町上城井財産区は、昭和42年から約57年間続いた議会制について、将来的に維持していくことが困難となることが予想されるため、より適した審議機関である財産区管理会への移行が望ましいとの結論に達したことから、財産区議会を廃止するとの選択に至った。また、森林経営委託契約や分収造林契約による処理事務量の激減及び後継者不足が挙げられる。さらに、令和2年に公布された公職選挙法(昭和25年法律第100号)の一部を改正する法律により、財産区議会議員選挙においても供託金が適用されることとなったことも、その遠因である。しかし、最も大きな要因は、ウッドショックを挟みつつも、長年に渡る材木取引価格の下落による収支の悪化である。時代のながれというほか、表現のしようのないものである。

令和5年7月期以降の築上町上城井財産区管理会の歳入歳出予算は、築上町議会で議案化されるため、築上町会計管理者所管(一般会計・特別会計・基金その他)に内包される議決事項となった。最終決算額27,812,120円についても、今後の築上町議会の議決を経て、円滑に特別会計及び基金に移行されるものと思われる。